

春日井市後期高齢者医療保険料徴収方法変更取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「政令」という。）第23条第3号の規定による後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の口座振替による普通徴収（以下「普通徴収」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(変更の申出)

第2条 保険料を納付すべき者（以下「納付義務者」という。）は、保険料の納付方法を変更しようとするときは、後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書（第1号様式）又は後期高齢者医療保険料口座振替届出書（自動払込受付通知書）兼納付方法変更申出書（第2号様式）により市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により普通徴収による納付を申し出た者は、金融機関等に口座振替の届出を行わなければならない。ただし、すでに口座振替の届出をしている納付義務者は、この限りでない。

(判断基準)

第3条 市長は、前条の規定により普通徴収による納付を申し出た納付義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該納付義務者に対する保険料の徴収方法を普通徴収とすることができる。

- (1) 保険料に滞納がなく普通徴収による納付が確実であると認められるとき。
- (2) 分納誓約等により納付がされており、普通徴収による納付が確実であると認められるとき。
- (3) 災害その他の特別な事情があることにより、特別徴収の方法によって保険料を徴収することが著しく困難であるとき。

第4条 市長は、第2条の規定により保険料の徴収方法を普通徴収に変更した者が次の各号のいずれかに該当するときは、次年度以降の保険料について特別徴収に変更するものとする。

- (1) 普通徴収の方法により納付すべき保険料を、政令第4条各号に規定する特別の事情がなく滞納し、納付の督促に応じないとき。
- (2) 届出した口座の閉鎖等により該当口座が存在しないとき又は預貯金残高不足等の理

由で振替不能が続き保険料が滞納となり普通徴収の方法によって保険料を徴収することが困難であるとき。

(3) 納付義務者から特別徴収への変更の申出があったとき。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

私は、後期高齢者医療保険料を口座振替により納付することを希望し、その旨を申し出いたします。

被 保 険 者 番 号		
フリガナ		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
住 所	春日井市	
電話番号		

市 処 理 欄		
受 付 者	入 力 日	入 力 者

後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

私は、後期高齢者医療保険料を特別徴収により納付することを希望し、その旨を申し出いたします。

被 保 険 者 番 号		
フリガナ		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
住 所	春日井市	
電話番号		

市 処 理 欄		
受 付 者	入 力 日	入 力 者

第2号様式 (第2条関係)

春日井市後期高齢者医療保険料口座振替届出書 (自動払込受付通知書)
兼 納付方法変更申出書

申込年月日	年 月 日
被保険者番号	

(宛先) 春日井市長

私は、後期高齢者医療保険料の徴収方法が特別徴収となった場合 (現在特別徴収である場合を含む) に、納付方法を変更することを希望するため、この旨を申し出し、次の口座から口座振替 (自動払込) の方法により納付したいので、口座振替情報を次の金融機関へ送付してください。

納付義務者	住所						
	フリガナ				電話番号 ()	-	
口座振替人	氏名				通知書番号		
	フリガナ				振替 (払込) 方法の選択	全納・期別	
振替 (払込) 希望口座	氏名						
	①銀行等	銀行・信金・労金 信組・農協				本店	支店
		金融機関コード	支店コード	預金種別	1 普通 2 当座		
	②ゆうちょ銀行	口座番号					
		通帳記号	ゆうちょ銀行払込先			受付年月日	
1 0		種目コード	種別コード	口座番号	加入者名		
通帳番号 (右づめで記入)		166	28	00820-5 -960096	春日井市 会計管理者	金融機関名	

上記の口座があることを確認し、後期高齢者医療保険料口座振替依頼書 (自動払込利用申込書) を受理しましたので通知します。

(春日井市保管用)